

大阪

あーかいぶず

・あーかいぶずとは英語で公文書館・公文書という意味です。

平成十年三月
第二十二号
大阪府公文書館発行

目次

日本国憲法の制定と枢密院	1
文書にまつわる歴史余話	
「文書に見える殿と様」	5
収集史料の紹介・企画展のお知らせ	8

日本国憲法の制定と枢密院

羽室家文書より

高倉史人

●はじめに

昨年七月に高槻市在住の羽室邦男氏から、三〇点以上に及ぶ枢密院に関する史料の寄託がありました。当時、羽室氏の祖父、大平駒槌氏が枢密院顧問官で、母、羽室ミチ子氏が秘書をしておられたため、その関係でこれらの史料がのこされたものと考えられます。

大平駒槌氏は、明治二年（一八六九）一二月二四日京都市に生まれ、明治十九年（一八九六）東京帝国大学法科政治学科を卒業し、大阪住友本社本店支配人、南滿州鉄道株式会社副総裁、貴族院議員を歴任し、昭和二年（一九四六）三月一九日から翌二二年五月二日まで枢密院顧問官を務められました。

このたび寄託された史料は、大平駒槌氏が枢密院顧問をしておられた当時のもので、なかでも、日本国憲法の制定に関する枢密院の史料が

中心となっています。

そこで、今回はこれらの史料を中心に日本国憲法の制定と枢密院について述べてみたいと思います。



〔史料①〕「日本国憲法案」

●枢密院について

枢密院は、天皇の最高諮問機関で、明治二一年（一八八八）四月三〇日公布の枢密院官制（勅令第二二号）によって設置されました。また、大日本帝国憲法第五六条の「枢密院顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」の規定により、憲法上の必要機関となりました。

その組織は、議長・副議長各一名、顧問官二名以上などで構成され、そのうち顧問官の定員は若干の変動がみられましたが、大正二年（一九一三）六月一三日の官制改革（勅令第一三七号）で二四名となりました。顧問官には伊藤博文、山県有朋など「元勳及練達ノ人」が勅命で選任されました。

枢密院会議は天皇臨席のもとに顧問官一〇名以上の出席で開かれ、諮詢事項を審議し、多数決のうえ枢密院の意見として上奏されました。その諮詢事項は、最初の官制ではすべての法律案、重要な勅令案を含んでいましたが、明治二三年（一八九〇）一〇月七日の改正（勅令第二

一六号)で、(一)憲法条項または憲法に附属する法律、勅令の草案及び疑義、(二)戒嚴の宣告、緊急勅令、(三)枢密院の官制及び事務規定の改正、(四)その他臨時に諮詢される事項などでした。具体的には、戒嚴の布告、緊急勅令、列国との条約、行政各部の官制、栄典の恩赦に関する勅令、そして憲法改正—帝国憲法改正案—などを審議し決定を行いました。

このように、枢密院は大日本帝国憲法下の政治運営に深く関与していましたが、昭和二二年(一九四七)五月二日、日本国憲法の施行に先立って廃止されました。

それでは、次に、日本国憲法の制定について述べてみたいと思います。

●日本国憲法の制定

昭和二〇年(一九四五)八月一日、日本は終戦を迎え、連合国軍最高司令部(GHQ)の占領下に置かれました。そして、連合国軍最高指令官マッカーサーは、まず一〇月四日に東久邇宮内閣の近衛文麿國務大臣と会談し、憲法を「改正して自由主義的要素を充分に取り入れなければならない。」と強く示唆しました。

この示唆を受けた近衛は、京都大学の佐々木惣一博士と協力して憲法改正案の作成に着手し、一月二二日に近衛案を奉呈、一月二四日には佐々木案も奉答されましたが、それきりとな

りました。

一方、一〇月二二日に東久邇宮内閣の後、成立した幣原喜重郎内閣に対し、マッカーサーは、「憲法の自由主義化」を示唆しました。そこで、政府は一〇月二五日に憲法問題調査委員会を設置し、調査を始めました。

昭和二二年(一九四六)二月八日に、憲法問題調査委員会委員長の松本蒸治國務大臣は、天皇が総攬する帝国憲法の根本原則は変更しないなど、いわゆる「松本四原則」に基づいて作成された松本案といわれる「憲法改正要綱」を総司令部に提出しました。しかし、この「要綱」には、天皇主権の原則が維持されるなどならん帝国憲法と変わらないものであったため、二月三日、総司令部は、この「要綱」を拒否し「人民主権」などが盛り込まれた「総司令部案」を政府に渡し、これを最大限取り入れて新憲法草案を作成するように求めました。そこで、二月二二日の閣議では総司令部案に沿って憲法草案を作成することが決められました。

作成作業は二月二六日から始められ、三月二日にまとめられ、「三月二日案」と呼ばれるものが完成しました。

しかし、この案には総司令部案の「人民ノ主権」、平和主義などを「人民」の名において宣言した「前文」を削除したり、「人民」に主権があり天皇主権が拒否されていることをできる

だけ曖昧にしようとしたりする方向などが見られ、総司令部案と大きくかけ離れたものになっていました。

この「三月二日案」は、三月四日に総司令部に提出されましたが、総司令部は、その場で共同研究会を設けて「最終案」を作成することを提案、四日から五日にかけて「三月二日案」が検討され「総司令部案」のかなりの部分が復活されました。こうして政府は、「総司令部案」の字句にいくらか修正を加えて「憲法改正草案要綱」を作成し、三月六日にこれを公表、マッカーサーは同日、この「要綱」を全面的に支持すると声明しました。また、この前後には、日本自由党、日本進歩党、日本社会党などの各政党や憲法研究会などの民間団体によって憲法草案が発表されています。

政府は、四月一七日、平仮名、口語体形式の「憲法改正草案要綱」を発表しました。

その後、「要綱」は、帝国憲法改正案として勅裁を経て、四月二二日から一〇月二九日まで枢密院、衆議院、貴族院で審議・可決を行いました。そして、一月三日には日本国憲法として公布、翌昭和二二年(一九四七)五月三日から施行されました。

それでは、次に羽室家文書から、帝国憲法改正案に関する枢密院会議の審議を中心に述べてみたいと思います。

●枢密院会議での審議



「帝国憲法改正案審査委員会開催通知」

この通知によって、枢密院は、昭和二十一年（一九四六）四月二二日に、勅裁を経た帝国憲法改正案に対する第一回の審査委員会を開きました。この委員会は、潮恵之輔顧問官を委員長とし、林頼三郎、小幡西吉、竹越与三郎、伊沢多喜男（病気のため後に辞任）、野村吉三郎、井坂孝、河原春作、美濃部達吉、遠藤源六、関屋貞三郎、幣原坦、そして、大平駒槌の各顧問官一二名を委員として構成されました。

審査委員会は、五月一五日の第八回会議までに、数日おきに、ほとんど連続して、第一章天皇から第一章補則までを審議しました。

その後、五月二二日に吉田内閣が成立したので、諮詢中の草案は一旦撤回され、二七日に、「助言と承認」を含む若干の修正を加えたもの

〔史料②〕
 ① 一 帝国憲法改正案ヲ帝国議會ノ議ニ付スルノ件右審査委員会来ル二十二日（月曜日）午前十時ヨリ内桜田門内本院事務所ニ於テ被相開候間御出席相成度委員長ノ命ニ依リ此段及御通知候也

昭和二十一年四月十七日

枢密院書記官長

〔羽室家文書KT-3-4、ガリ版刷〕

〔史料①〕、「日本国憲法案」、羽室家文書KT-3-1-19、ガリ版刷、表紙には極秘の判が押してあり、第三条や第七条などの天皇の条項に「助言と承認」と鉛筆で書き込みがあり、第一五条や第一八条などの基本的人権の条項に「何人も」という修正の紙が貼付されています。が再び諮詢されました。審査委員会は、五月二九日に再開され六月三日まで三回の審議を行い可決しました。

昭和二十一年六月八日、天皇臨席の下に、枢密院本会議が開かれ、潮審査委員長が審査報告

するの件審査報告」、羽室家文書KT-3-1-5、ガリ版刷）を行ないました。



〔史料③〕
 「帝国憲法改正案を帝国議会の議に付するの件審査報告」

この審査報告では、天皇の地位、戦争の抛棄と戦力の撤廃、国民の権利と義務、国会、内閣制度、司法権、財政、地方自治、改正の九項目にわたる枢密院での審議が示されています。

例えば、国民の権利と義務について、「本案は基本的人権の確保のため必要な事項を列挙し、ことに刑事手続の關係については、詳細にこれを規定しているのであって、本委員会において

は、種々の論議があった」と述べられ、なかでも、審査委員からこれらの条項は「権利の保障にのみ急であって、義務の強調に欠けるところがある」と指摘されています。これに対して、政府は「本案は、民主主義を基調とし、従って基本的人権を尊重する建前が採られたのであって第一一条は、国民が、自由と権利を濫用することを禁じ、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負担すべきことを、明らかにしていることによって、支障がないものと考へる」と答弁しています。

また、地方自治については、大日本帝国憲法には全くなく、新しい規定であり、その中で、地方公共団体の長や議会の議員などをその住民が直接選挙することを定めた規定が示されていますが、このことについて、審査委員から「公共団体の長と地方議会の関係が円滑を欠く虞がないか」と疑問が出されました。これに対して、政府は「地方公共団体の長は、地方議会から、徒に制肘を受けることがなく、地方自治の発展上、適当と思料する」と答弁したと述べています。

この報告後、帝国憲法改正案は採決に付され可決されました。

昭和二十一年（一九四六）六月二五日、第九〇回帝国議会に帝国憲法改正案が上程され、七月一日からの衆議院の帝国憲法改正特別委員会で



〔史料④〕「帝国憲法に於ける憲法改正案審議経過」

二二回の審議・修正を経て、八月二四日の本会議で可決され、貴族院に送られました。

貴族院では、七月二六日に本会議に上程され、二二回の委員会の審議・修正を経て、一〇月六日の本会議で可決しました。

貴族院の修正・可決後、再び衆議院の回付され、翌一〇月七日日本会議で可決成立しました。

〔史料④〕「帝国議会に於ける憲法改正案審議経過」、（羽室家文書KT-3-118、ガリ版刷）

そして、一〇月二九日に枢密院でそれを可決し、天皇の裁可を得て帝国憲法改正案が成立しました。

●おわりに

以上、述べましたように、日本国憲法は、総司令部と政府との多くのやりとりや議論、そして羽室家文書に見られる枢密院での審議などを経て制定・施行されました。

このことから、日本国憲法の制定に携わった多くの人々の苦勞がしのげられ、また、日本国憲法の制定・施行から約五〇年経ったいま、その基本理念（国民主権、戦争の放棄、基本的人権の尊重）を再認識する必要があると思います。

〔参考文献〕

・村川一郎編著『帝国憲法改正案議事録』

（国書刊行会、一九八六）

・佐藤達夫著『日本国憲法成立史』第一巻、

第二巻、第三巻

（有斐閣、一九六二、一九六四、一九九三）

・山中永之佑・高田敏・三吉修・白石玲子・

高倉史人編著『資料で考える憲法』

（法律文化社、一九九七）

・杉原泰雄著『憲法Ⅱ 統治の機構』

（有斐閣、一九八九）

（たかくら ふみと 大阪府公文書館）

文書にまつわる歴史余話

—「文書に見える殿と様」—

田母神 克 幸

●はじめに

昨年三月、役所言葉の見直しを目指して、大阪府総務部法制文書課から『分かりやすく親しみやすい文書づくりのために』と題した刊行物が出されました。

このなかで、これまで使用されてきた敬称を「く殿」から「く様」へ変更する項目がありました。では、なぜ敬称には「殿」と「様」との二通りがあるのでしょうか、また「殿」と「様」の使い分けはどのようなになっているのでしょうか。今回はこの疑問について探っていき、またそれにまつわるこぼれ話などについても併せて書いていこうと思います。

●古文書から見た「殿」と「様」

さて、「殿」と「様」などの敬称についてですが、まずはこれを古文書学的に見ていくことにしましょう。それによると、これらの敬称は、宛所や宛書などといわれ、差出書に対して受取人の姓名の外に書く、上所といわれる「謹上」「進上」などの語句、敬語である「殿」「様」「御房」、脇附といわれる「人々御中」「御宿所」

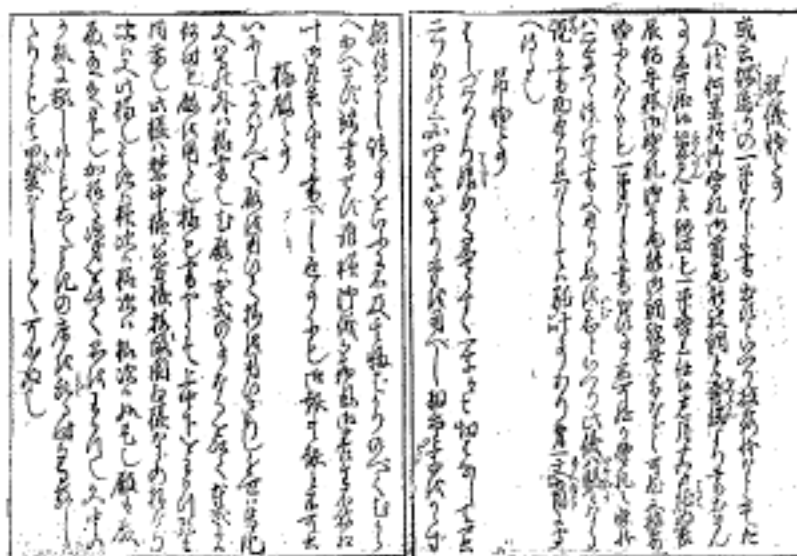
などの儀礼的な言葉のひとつに位置付けられます。このような言葉は余計に付けば付くほど丁寧になり、反対に少なければ、敬意が軽いというわけです。

さて本題の「殿」と「様」などの敬語ですが、これはその文書の受取側の身分によって様々に書き分けられました。

江戸時代に出版された文書の書き方マニュアル本、『礼容筆粹』(史料①)には、「殿」と「様」の細かな書き分け方が述べられています。

これらから「殿」と「様」では「様」の方が敬意が厚く、「様」は同輩またはそれ以上の位者に使用し、「殿」は「様」より敬意が薄く、家来またはそれ以下の身分の者に対して用いられており、相手が上位であればあるほど、丁寧な書き分けが要求されていたことがわかります。

さらに、このような出版物が出されていたことから、文書の受取側の身分による敬語の書き分けが、庶民層にも広く周知されていたことがわかります。



『礼容筆粹』(大阪府立中之島図書館蔵)

※史料 ①

様殿之事。

いにしへには、なべて殿を用ひて、様を用ひざりしを、世は皆、證「文等の外は様書也。尤、殿は本式の事なるを以て、本式には」何時も殿を用る也。様も書やうにて、上中下をわかつ。殿も「同前也。此様は、禁中様、公方様、摂政、関白様などの様なり。」次は又此様也。其の次は様、次は様、次は様、次はは、是也。殿も殿も、是也。加様之次第を以て、品をわかつ也。文中は、「可様に敬し候とも、右のごとき」の序を乱る時は、篤敬し」たりとも、其甲斐なし。よくよく心得るべき也。

● 徳川将軍と諸大名との場合

では、実際この書き分けがどのように行われていたのでしょうか。それは徳川将軍家と諸大名との間で交わされた書状を見るとよくわかります。

江戸時代、諸大名は歳暮や五節供などの節目の日に、祝儀と称して将軍家に対して小袖や帷子・単物などの名目で献金をしていました。

このとき、将軍家は諸大名に対して礼状を出すのですが、その際の宛書きの敬語は、書札礼と呼ばれる礼式に則って書かれています。

例えば、親藩や譜代・外様のうち将軍家と特別な関係のある大名などには、将軍家が直筆で署名をし、さらに花押（書き判ともいう）と呼ばれるサインを据えて、宛書の敬語である「殿」の字もしっかりとした書体で書き記す場合があります。しかしその他は、その大名家の禄高・格式などに応じて、花押のみか、または黒印のみなどで、敬語の「殿」の字も、崩された書体か、またはひらがなの「とのへ」にも近い最下位級の草書略字体の「殿」などで記されました。

このような敬語の書き分けは、徳川将軍家の絶対的な権威を諸大名に顕示する表現のため、厳密に行われたものと考えられます。

● 天皇家と将軍家の場合

それではここで、一つの面白い例を上げてみましょう。読者の方は、天皇家と将軍家ではどちらの方が上位だとおもいますか。また、宮家と将軍家とではどうでしょう。

答は、天皇家と将軍家は対等の地位にあるか、もしくは将軍家の方が上位に位置しており、また宮家にいたっては御三家・御三卿同様臣下の扱いだったのです。

これは、幕末に一條家の侍であった下橋敬長氏（1845～1924）が「幕末の宮廷」という本の中で語っています。「幕末の宮廷」は、下橋氏の見聞した江戸幕末期の宮廷内の儀式や日常生活、またそこで働く様々な人々の姿を細部にわたって記録したものです。

下橋氏はこのなかで「殿」と「様」の使い分けについて、「様の方が宜しい、殿の方が悪いのですけれども、公文書は殿です。様は書きませぬ。」と述べており、このことから幕末期でも公文書の敬称は「殿」を用いていたことがわかります。

そして問題の天皇家・宮家と将軍家のことについては、宮家や、五摂家に対しての敬語は「様」を用いなければならぬと述べた後に「徳川様は別な勢いです。「公方様より有栖川殿へ」と書いてあります。天子様を後へ書いて来

ます。「公方様より禁裏へ」と天子を後へ書いてきます。」と、当時の徳川将軍家から宮廷側への、宛書の書き様を述べています。

これによると宛書を記す際、宮家に対しては、将軍の方を上書き、宮家の家名はその下に記しており、そして、天皇に対しては公方と禁裏を並列に記し、徳川将軍家が天皇家と同等、また宮家に対しては、それ以上の地位を有するかのような敬語の使用を行っていたことがわかります。

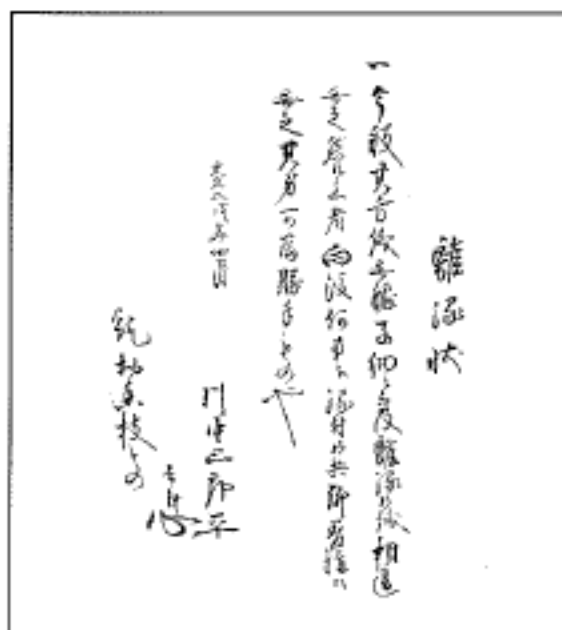
またそれに対して宮廷サイドがとった方策についても、下橋氏は、「公方様というのを取ってしまっても、此方では公方と書きませぬ。此方からは、わざわざ「大樹様へ有栖川殿より」と並べて書いてある。」と述べ、将軍家サイドと宮廷サイドとの敬語を使った、応酬の様子を伝えています。

このように、「殿」と「様」の使い分けからは、将軍家が皇族や五摂家をはじめとする公卿たちを、先述の諸大名たちと同様、臣下とみなしていたことがわかり、当時の徳川将軍家の権勢の程を見てとることができます。

● 庶民の場合

さて、庶民の場合の「殿」の使用例として、納得のいく例を一つあげてみましょう。

それは、俗に「三下り半」と呼ばれている離縁状です。



『川中家文書』 7-90

史料 ②

離縁状
 今般其方儀、無嫌子細而、離縁候儀相違、無之、然ル上者、向後何方江縁付候共、聊差構候
 無之、其身可為勝手もの也。

文久二(一八六二)戊午四月 川中三郎平

常耕(花押)

乾お貞枝との

史料②は当館所蔵の「川中家文書」にある「離縁状」ですが、この状は、通常三行半で書かれている文面が、二行半で書かれている珍しいもの

ものです。

さて、「離縁状」は男性から女性に出すのが普通ですので、史料のように末尾には女房への宛書を書きます。ですからこの場合の敬語は「殿」が用いられ、書式も、「とのへ」と、平仮名で書く最も簡略化された、礼の薄い書き方で記されています。

当時の社会体制下では、男尊女卑の思想が濃厚であったため、このような離縁状における平仮名の敬語使用例には、なるほどと、納得させられるものがあります。

● まとめ

以上、文書に使用される「殿」と「様」について、何故このような敬語があるのか？また、それらはどう使い分けられているのか？という素朴な疑問について、いくつかの例をあげて探ってみました。

結局これらの例から、敬語は文書を差し出す相手の身分に応じて「殿」と「様」を書き分けることが重要視されていたということがわかり、また当時の公文書については、文書の性質上、上意下達式になるのが当然ですので、敬語として「様」より礼の薄い「殿」が使用されていた意味もよくわかりました。

これを踏まえた時、今回大阪府が役所言葉の見直しを目指して、今まで公文書に使用してい

た敬語の「殿」を「様」に改変したことは、府民を主人公とした、開かれた府政の建設を目指す象徴として、大きな意義があるのではないかと考えられます。

このように、公文書に書かれているちょっとした言葉ひとつからも、過去から現在まで連続と受け継がれている文書の歴史を垣間見ることができるとは、素晴らしいことです。

【参考文献】

- ・佐藤進一 『古文書学入門』(法政大学出版局 昭和五十九年)
- ・伊木壽一 『増補日本古文書学』(雄山閣出版株式会社 昭和五十一年)
- ・笹目蔵之助 『古文書解読入門』(新人物往来社 昭和五十七年)
- ・若尾俊平編 『図録・古文書入門事典』(柏書房株式会社 平成三年)
- ・下橋敬長 『幕末の宮廷』(平凡社 昭和五十四年)

(たもがみ かつゆき 大阪府公文書館)

収集史料の紹介

当館では国立公文書館に所蔵されている政府の行政文書をマイクロフィルムにて収集しました。この中には、政府と大阪府との間の様々な往復文書が含まれています。

■太政類典（一〇七巻）

太政官記録課において、太政官日記及び日誌、公文録などから典例条規を採録・浄書し、制度、官制、官規、儀制など一九部門に分類し、これを年代順に編集したものです。慶応三年一〇月から明治一四年までのものを収録している。

■公文録（五七二巻）

太政官において授受した明治元年から同一八年までの公文書のほとんどを各省庁別、年月別に編集したものです。

■公文類聚（七二〇巻）

太政類典を内容にそくして明治一五年から改称したものであり、同一九年からは主として、法律・規則の原議を収録し、編集している。

■公文雑纂（四六巻）

公文類聚に収録した以外の内閣で授受した文書を、明治一九年から昭和二〇年にかけての期間にわたるものを、各省庁別・年代別に編集したものです。その中から、大阪府関係のものを収集しました。

企画展のお知らせ

大阪府公文書館では「日本国憲法制定秘話〜枢密院顧問官の苦悩〜」と題して、羽室邦男氏から寄託していただいている枢密院の史料を中心に企画展を行います。

多数の御来館をお待ちしております。

◎とき 平成一〇年五月二一日（月）

六月五日（金）

ただし土曜日・日曜日・五月二十九日

（月末休館日）を除く。

午前九時一五分〜午後五時

◎ところ 大阪府公文書館 二階展示室

なお、駐車場はございませんのでお車での来場はご遠慮下さい。（身体障害者の方用の駐車スペースはございます。）

利用案内

■閲覧時間

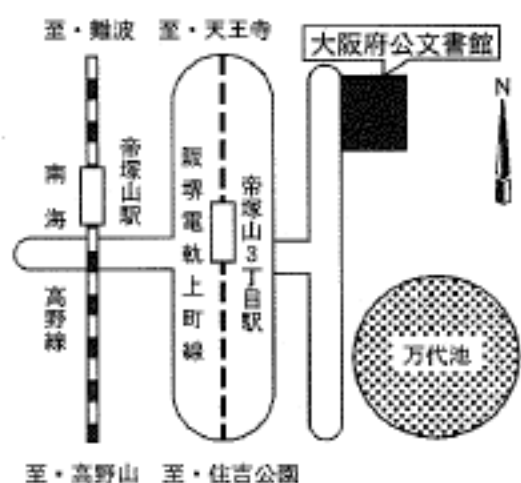
・月曜日〜金曜日 午前9時15分〜午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日

・年末年始（12月28日〜1月4日）

・毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山駅3丁目
（徒歩3分）
南海高野線帝塚山（徒歩6分）

大阪あーかいぶず 第二十二号

平成十年三月二日発行

編集発行 大阪府公文書館

大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四

電話 〇六一六七五―五五五―

FAX 〇六一六七五―五五五―

印刷 大阪府営印刷所